

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

廿日市市長

市町村名 (市町村コード)	廿日市市 (342131)	
地域名 (地域内農業集落名)	宮島地区 (杉之浦、多々良、江田島、玖波)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月10日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・宮島地区の農用地は僅かで、車で行けて農地が一定程度まとまっている箇所は、2地域(多々良、大砂利)に限る。
・全島が瀬戸内海国立公園内で、各種整備規制もあり、渡船で行くしかない柑橘園の再利用、また住居に付帯した農地の集積は困難である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・大砂利地域には、有機農業の専業農家が経営しており、隣接する農地所有者が離農で農地の貸付等を希望される場合は、有機農業を志す者への斡旋を基本に、農地の継続活用に務める。
・その他の地域の農地については、農地所有者の意向に沿って対応する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	10.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	10.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

原則、多々良及び大砂利地域の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
有機農業を志向する担い手候補者と地権者との権利調整支援
(2)農地中間管理機構の活用方針
権利調整を進める中で、必要に応じて農地中間管理事業を利用
(3)基盤整備事業への取組方針
経営継続に必要な水路等の改修、天災時の現状復旧支援
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
(1)から(3)の事項を基本に継続対応
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①宮島地区では過去からシカ等に対応した強固な柵を必要な農地には設置していることから、その修繕への支援策を検討。
- ②大砂利地域において、“世界遺産の地で生産された有機農産物”との特色を活かした販売促進を行っていく。